

## 明治後期から

# 昭和初期までの銀行合同（その2）

進 藤 寛

### 目 次

- 第1章 明治後期から昭和初期までの中小企業金融
- 第2章 明治後期から大正中期までの銀行合同……以上，前号掲載
- 第3章 金融恐慌以前（大正9—昭和2年）の銀行合同
  - 1. 大正9年恐慌とその後の金融制度の整備
  - 2. 普通銀行の合同方針——地方的合同
  - 3. 第1次大戦後の不動産担保貸付問題
  - 4. 大銀行による地方銀行の合同
  - 5. 金融制度調査会における地方銀行問題
- 第4章 金融恐慌以後（昭和2—7年）の銀行合同促進の要因
  - 1. 金融恐慌の経過とその対策
  - 2. 政府の銀行合同促進策
  - 3. 昭和恐慌期の地方銀行経営悪化……以上，本号掲載
- 第5章 大正9—昭和7年の銀行合同の実態と影響
- 第6章 「一県一行主義」の定義と開始時期

## 第3章 金融恐慌以前（大正9—昭和2年）の銀行合同

わが国で銀行合同が飛躍的に増大したのは、第3期（大正9—昭和7年）においてである。第1次大戦中および戦後の未曾有の好景気は、大正9年3月に始まる反動恐慌によって終止符をうたれた。わが国資本主義はこの恐慌以後昭和7—8年ごろまで、慢性的不況から脱することができなかった。第1次大戦直後の恐慌過程において、既述のように大正6年の好況期でもすで

に問題となっていた不動産担保貸付を中心とする貸出、あるいは銀行重役の関係企業に偏した貸出または投機的貸付を行ってきた地方銀行（貯蓄銀行をも含む）がつぎつぎと破綻した。つづいて大正11年の恐慌、12年の銀行動揺が出現し、そのうえ関東大震災（大正12年9月）によって京浜地区を始め各地の銀行、会社および問屋などは大打撃を受けた。そして金融界の動揺は、震災手形の善後措置をめぐる、昭和2年金融恐慌にまで発展することになった。

## 1. 大正9年恐慌とその後の金融制度の整備

### (1) 貯蓄銀行法の制定——貯蓄銀行の一県一行主義

大正9年恐慌において輸出および内需向けの各繊維産業は大混乱となり、特に各機業では戦争中より引続く好況で機台の増設、工場の拡張を行い生産過剰の傾向があったのに加えて、業者のなかには株や商品の投機に手を出す者もあり、銀行もまた過度の信用を与えていたから、その反動は大きく深刻なものがあった。<sup>(1)</sup>各地の絹・綿・毛織物業者は2週間から2カ月におよぶ休業を行い、商品流通および金融は断絶または停滞し、これら業界に大きな地位を占めていた各種問屋からも破産するものが続出した。各種問屋および中企業に融資していた地方銀行界も、この恐慌によって大動揺をきたし、大正9年4—7月に取付を受けたものは本支店合計169行、休業銀行は21行に達した。この21行のうち、19行が公称資本金100万円未満で、しかも日銀との取引がないものであり、また16行は六大都市以外の地に本店を有するものであった。<sup>(2)</sup>つまり休業銀行の大半が、地方の弱小銀行であったことがわかる。また大正9年4月から10年8月までに休業した30行のうちでは、専業貯蓄銀行は8行、貯蓄兼営普通銀行は7行で、計15行に達した。この専業貯蓄銀行

(1) 日本銀行調査局「世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動揺史」（同行）、「日本金融史資料」明治大正編，第22巻，509—522頁。

(2) 同上，547—8頁。

のほとんどが親銀行をもち、集めた貯蓄預金を親銀行への預け金としており、親銀行はそれを自行の資金と一緒にして運用していた。その典型的な例が横浜貯蓄銀行である。同貯蓄銀行は横浜市の七十四銀行の子銀行であり、預金1,168万円のうち、1,059万円を七十四銀行へ預け金としていた。<sup>(3)</sup>生糸輸出不振のため七十四銀行は貸出回収が困難となって取付を受け、大正9年5月24日に休業すると同時に、横浜貯蓄銀行も休業した。

一般に貯蓄銀行の預金は金利が高く、そのうえ集金員を使って集める場合も多かったので預金コストが高かったから、資金を直接または親銀行を通じて正常の商業金融ではなく長期固定貸付や関係企業への融資または投機貸付など、高利率の貸出に向けざるをえなかった。だから、このような資金吸収方法は貯蓄銀行経営を不安定にし、貯蓄銀行は銀行制度の最も弱い部分となっていたので、零細預金者保護の点からも好ましくなかった。そこで政府は貯蓄銀行条例を根本的に改めることにし、大正10年4月に新たに貯蓄銀行法を公布した(大正11年1月施行)。この貯蓄銀行法では、第一に貯蓄銀行の公称資本金最低額を従来の3万円から一気に50万円に引上げて、資本の面から貯蓄銀行の強化がはかられた。第二に預金者保護の観点から、貯蓄銀行による普通銀行業務の兼営を禁止し、不動産担保貸付や信用貸付を制限し、親銀行へ巨額の預け金をしたり、一個人または一会社へ多額の貸出をすることも禁止され、にわかに厳重な取締方針が実施されることになった。この結果、大正10年末には636行もあった貯蓄銀行は、11年末には146行へと激減した。貯蓄銀行条例のもとでは、貯蓄銀行は公称資本金3万円ないし10万円のものが大半を占め、多くは親銀行支店を代理店としたり、その窓口を借りて営業している状態であった。したがって新らしい法律のもとでは、50万円以上に増資しても、従来のように普通銀行なみの不健全で高利率の貸出はできず、また親銀行の資金吸収機関として行動することも法律上困難となるので、単独増資をあえてする魅力にはとぼしかった。そのうえ当時の地方金融界には

---

(3) 『横浜興信銀行三十年史』(同行、昭和25年)、27頁。

そんな資金的余裕もなかった。

そこで大蔵省や県当局の勸奨のもとに、県内の專業貯蓄銀行および普通銀行貯蓄部が集まって新しい貯蓄銀行を設立する例が多くみられた。つまり貯蓄銀行における「一県一行主義」の実現が促進された。<sup>(4)</sup>そして貯蓄銀行が兼営していた普通銀行業務部門は、普通銀行として存続することになった。それで大正10—11年には貯蓄銀行から転業した普通銀行が多数あったため(大正11年中に普通銀行へ転業したものは515行におよんだ)、資本金100万円未満の普通銀行が増加した(第12表(2)参照)。貯蓄銀行法制定によって、貯蓄銀行は零細貯蓄保護機関として堅実化され、その面から銀行制度の下部は強化されたが、一方では多くの貯蓄銀行が普通銀行に転化したことにより営業状態の不安定な弱小普通銀行を増加させることにもなった。

## (2) 信託業法の制定——信託会社の一県一社主義

貯蓄銀行法の制定に続いて、政府は大正11年4月に信託法および信託業法を公布し(12年1月施行)、従来無尽会社的または貸金会社的な営業をしてきた信託会社をきびしく取締ることにした。信託会社もまた信託に名をかりて、庶民の零細な貯金または掛金を預って、不動産担保または信用で高利貸付をする脆弱な経営内容のものが多く、本来の信託業務を行うものは非常に少なかったので、信託会社の実質をもたない零細業者を締出して信託業務を発展させるため、同業法制定の運びとなった。同業法によれば、信託会社の最低資本金額を100万円以上と法定し、業務内容を法律によって厳重に制限

(4) 当時、黒田銀行局長は貯蓄銀行合同について「……普通銀行は兎も角として貯蓄銀行は互に手を握って一所に合同し、地方によって一概にも云はれませんが先づ一県に一つか二つといふ事は極めて望ましい……」と述べた(『大阪銀行通信録』第287号、大正10年7月、22頁、力点は引用者)。また、日銀の前掲資料でも、貯蓄銀行法の制定により「……貯蓄銀行ノ資本最低ヲ三万円ヨリ五十万円ニ引上ケタル結果自然貯蓄銀行合同ノ趨勢ハ全国ニ波及シ群馬県下ノ十四行カ其貯蓄部ヲ分離シテ新タニ百万円ノ上毛貯蓄銀行ヲ設立シタルヲ先駆トシ各府県多クハ一県一行乃至二行ニ合同スルノ方針ヲ以テ協議ヲ進メタルヲ以テ貯蓄銀行数ハ改正法ノ施行サレタル大正十一年以降急減セリ」と述べられている(日本銀行、前掲資料、701頁、力点は引用者)。

したので、信託会社として認可申請したものはわずかであった。その後も健全な内容の信託会社を一県に一社程度設立させるという方針がとられ、信託会社における一県一社主義は確立された。<sup>(5)</sup>

このように政府は第1次大戦前後の独占形成期に対応する金融機構整備の第一段階として、金融機構の最下部を形成する下級金融機関を堅実化する政策をとった。すでに零細預貯金者保護のため大正4年に貯蓄銀行条例改正、無尽業法制定が行われていたが、独占段階の金融制度整備のための政策として、ここで述べた貯蓄銀行法および信託業法の制定が行われた。その方針の大綱は、最低資本金額を大幅に引上げて弱小規模のものを淘汰し、業務内容を制限して他業との兼営を禁止し、しかも一県一行または一社として政府当局の統制に便ならしめるものであった。

## 2. 普通銀行の合同方針——地方的合同

普通銀行についても、段階的な差はあったが、同一方向の政策がとられていた。大蔵省は明治44年の通牒で人口10万以上の市街地における新設銀行資本金を100万円以上としていたが、大正7年5月に同じく新設銀行の資本金を200万円以上に引上げた。そして大正11年恐慌後の12年はじめに「特別の事情なき限り今後絶対に新銀行の設立を許可せざる事」<sup>(6)</sup>を決定した。その際、支店増設もなるべく認めず、さらに銀行合同を極力勧奨することとし、「これが為めには大蔵省に於て予め各地方別に一定のスケールを作りこのスケールによりて当該地方長官と協議の上積極的に合併を慫慂する事」<sup>(7)</sup>とした。この方針を推進するため、大正13年7月に大蔵省は地方長官あてに銀行合同促進と銀行合同による利益とを一般に知悉させるよう通牒を發した。<sup>(8)</sup>

(5) 麻島昭一「本邦信託業の集中過程」、『金融経済』第57号（昭和34年8月）を参照せよ。

(6) 『銀行通信録』第448号（大正12年2月），268頁。

(7) 同上，力点は引用者。

(8) 金融研究会，前掲書，附録26—32頁。

ここに初めて、銀行合同の大方針は「地方的合同」という、わが国独特の方針に定まったのである。これまでは合同を促進するといっても、弱小銀行を整理するという方針が定められていただけで、合同によって同一県内または同一地方の銀行を整理・統合する方針——つまり地方的合同の方針——は明確にされていなかった。

この通牒の原案(大正13年6月30日)では、合同の機会を利用して合同参加銀行の不良資産を整理するという意図が明らかにされた。この案は、小銀行の不良資産整理と合同の関係について、つぎのように述べている。

「之〔経営困難の小銀行のこと〕を救済する方法としては銀行の資力を増大し、且つ其の欠陥を整理して基礎の強固なるものと為すを要するも多数の小銀行に対して其の増資を為さしめ、又は自己の発意を以て其の整理を断行せしむるが如き事は容易に望む能はざる処なるに依り、是等多数銀行を打って一団となし其の団結を機として内部欠陥の整理を為さしめ、其の経営者には多数の銀行従事者中より比較的適任なる者のみを選出して之に当らしめ、資力に対する信用と人に対する信用とを兼ね備はしむるの外なく、之を実行するには銀行合同の方法に拠るの外なき事と被存候<sup>(9)</sup>」

不良資産整理の方法として銀行合同の意義をはっきり認めたのは、これが最初であろう。そしてこの時期以後、慢性的不況の終る昭和10年ごろまでの銀行合同には、多かれ少なかれ不良資産整理の問題がからまっていた(後述する)。つまり大正12—3年に始められた「地方的合同」は、経営不振または破綻銀行の不良資産を整理して、預金者保護に万全を期しうる健全な銀行を作

(9) 金融研究会, 前掲書, 附録27頁。

なお、大正13年7月26日付の大蔵省より各地方長官宛の通牒(蔵第9275号)によれば、合同方針はつぎのように説明されている。

「一、合同は可成多数の銀行を纏め且つ其の実資産を以て合併せしむるの方針を採ること

二、同一地方の銀行を相互に合同せしむることは最も利便多かるべきも若し同一地方庁管内の銀行に合同せしむるに比し、他地方庁管内の銀行に合同せしむるを捷徑又は有利と認めらるゝ場合には之が成立に努むる事」〔三より八までは略す〕(金融研究会, 前掲書, 附録29頁)。

りあげるといふ目的——いいかえれば消極的合目的——を有していた。

そこで本通牒の趣旨にしたがって、各地方長官は銀行首脳部を招いて合同の勧奨を行い、地方の有力者をも加えて銀行合同期成会または合同促進懇談会を設置した（名称には多少の違いがあった）。こうして大正14—5年ごろには、ほとんど全国各県で合同期成会が作られるにいたり、政府の合同勧奨はこれ以後一層強化された。<sup>(10)</sup>

### 3. 第1次大戦後の不動産担保貸付問題

既述のように大正6—7年に問題となった地方銀行の不動産担保貸付は、大正9、11年の恐慌の際にその固定化が明らかとなった。たびたび説明したように、地方における確実な債権担保物件は不動産しかなかった（銀行が担保としたのは田畑ばかりでなく、むしろそれ以外の土地・建物が多かった、第3表を参照）。したがって財界好況のときには不動産価格は上昇し、換金も比較的容易となるため不動産の担保価値は上昇するので、地方の資金需要が増大するにつれて銀行の不動産担保貸付は増加した。第20表でみるように、大正4—9年の好況期にも不動産担保貸付額が増加したことは注目すべきことである（ただし株式担保貸付額が激増したため、不動産担保貸付は比率では低下した）。このように好況期でも増大した不動産担保貸付は、第1次大戦後の慢性的不況過程においてもますます増加した。地方銀行は、従来からの信用貸付が滞るにつれて不動産担保に切替えたり、または増し担保として不動産をとったからである。そのうえ不動産価格が値下がりし、滞貸を償却しようとしても不動産は換金困難なため、不動産担保貸付は地方銀行経営のガンとなった。

もちろん地方銀行経営者も、銀行資金の不動産担保貸付への固定化を手をこまねいていたわけではなく、なるべく不動産担保貸付を縮小しようと努力し

---

(10) 金融研究会、前掲書、212頁。合同期成会の例として福岡、佐賀、栃木、茨城、大阪、兵庫、富山の各府県があげられている（同、69頁）。

第20表 普通銀行貸付金の担保別割合 (明治35—昭和8年) (単位・%)

年 末	国債	地 方 債	株 式	外 国 債 及 諸 証 券	地 家 債 及 各 財 団	所 屋 船 及 漁 業 権	商 品 保 証 及 び 信 用	合 計	金 額	
									貸 付 金	う ち 不 動 産 担 保 貸 付
明治35年	3.5	0.3	23.7	1.4	34.4	10.2	26.5	100	376,466	129,612
40	6.3	0.3	25.6	1.1	28.3	11.2	27.3	100	514,504	145,658
大正 1	4.5	0.2	22.3	1.8	36.1	8.9	26.1	100	655,909	236,798
4	3.6	0.1	23.3	2.7	37.9	6.9	25.5	100	645,729	245,005
5	3.4	0.5	42.9	2.6	16.0	10.2	24.6	100	1,711,917	272,980
10	2.3	0.3	33.5	5.9	15.7	8.7	33.7	100	4,871,877	762,319
11	2.1	0.3	30.2	4.4	20.4	7.9	34.7	100	6,323,575	1,291,315
昭和 1	2.1	0.6	27.8	6.8	21.0	7.9	33.8	100	7,661,118	1,612,290
3	2.8	0.7	26.6	7.0	25.3	7.4	30.2	100	6,728,641	1,702,480
5	3.1	0.4	22.1	7.9	25.9	6.7	34.0	100	6,392,883	1,657,840
8	3.7	0.3	25.3	10.1	23.3	6.1	31.2	100	5,780,694	1,350,080

備考：(1) 貸付には当座貸越を含む。

(2) \* 印は不動産担保貸付の割合の最高を示し， \*\* 印は昭和期における最高を示す。また\*\*\*印は不動産担保貸付金の最高を示す。

資料：『金融事項参考書』。

た。政府もとくに大正11年恐慌期における銀行の救済策として、同年12月に勸業銀行、興業銀行に地方銀行の不動産担保貸付を肩替りさせる方針を決定したが、<sup>(11)</sup> 両行は不良資産の抱込みになる肩替りをほとんど行わなかった。<sup>(12)</sup> そこでついに政府は不動産貸付を取締るため「普通銀行の不動産担保貸付は今後出来る限り制限する方針なるも、これが為め別に法令の改正は為さざる

(11) 日本銀行調査局『日本金融史年表』(同行、昭和36年)、54頁。

(12) 『銀行通信録』前掲号、267頁。この肩替りの実績は不明であるが、『日本勸業銀行史』(同行、昭和28年)によれば、大正11年11月台湾銀行に対する2千万円の肩替りが主たるものであったようである(附録、38頁)。その理由として「不動産銀行の資金難其他法制上の不備のみに存するに非ずして休業銀行の営業内容に対する不動産銀行側の不安も亦大なる原因を為す……」(『銀行通信録』前掲号、267頁)といわれ、むしろ債務者に普通銀行から担保を引出させて、不動産銀行が直接貸付ける方法が案出された(同)。しかし、これでは地方銀行から優良顧客を奪うことにもなり、地方銀行救済の効果は少なくなった。



<sup>(13)</sup>事」を定めた。この取締方針はこれ以後昭和恐慌期にいたるまで維持されたが、慢性的不況が続き、しかも地方銀行が主として中小企業上層部、問屋、地主などへ貸付を行っているかぎり、地方銀行の不動産担保貸付は好まれなかったが、漸増せざるをえなかった（昭和5年がピークであった<sup>(14)</sup>）。

#### 4. 大銀行による地方銀行の合同

大正9年から大正末期にかけて、地方銀行は以上のように経営困難、とくに滞貸および度重なる取付などに悩まされていた。これに反して、財閥銀行は、系列企業の独占体への移行にともない、預金も収益も増大したので大幅な増資を行った（第18表参照）。また一部の財閥銀行を始めとする大銀行は、経営困難におちいった弱小地方銀行を合同して、ますます独占的地位を高めた。しかも大銀行による合同の形式をみると、大正5—8年の好況期には、増大する資金需要に応ずるため経営規模を拡大する目的をもつ積極的な合同が多く、被合同銀行の経営状態も良好であったから、吸収合併の形式がほとんどすべてであって、当然のことながら合同後には大銀行の資本金は増大した（第19表参照）。しかし大正9年以降になると、第21表に示されるように、経営状態のあまり良くない銀行の優良資産を選んで営業を譲り受けるという買収の形式がふえ、14件のうち10件までも買収であった。

#### 5. 金融制度調査会における地方銀行問題

##### ——合同方針と不動産担保貸付制限

まえにも述べたように、貯蓄銀行法の施行（大正11年1月）により、多数

(13) 『銀行通信録』前掲号，268頁。

(14) 大正14年上期に秋田県では「……普通銀行ニ対スル不動産担保融通方ノ申込相当巨額ニ達セルモ各行共出来得ル限り之カ融通ヲ謝絶シ居レル由ナリ」という状態であった（日本銀行秋田支店「秋田県下ニ於ケル農業金融」大正15年12月，『日本金融史資料』明治大正編，第23巻，371頁）。茨城県の各銀行も大正13年ごろには不動産金融には応じえない状態にあった（『常陽銀行二十年史』同行，昭和30年，59頁）。

第21表 大銀行による地方銀行の合同 (大正9—15年) (単位・千円)

合同年月	合同消滅銀行			合同存続銀行				合同方法
	所在府県	銀行名	公称 資本金	所在府県	銀行名	合同前 の公称 資本金	合同後 の公称 資本金	
大正9.—	静岡	焼津	350	愛知	明治	11,000	11,800	吸収合併
10. 8	東京	八十一	10,000	東京	東海	10,000	21,000	〃
* 10. 9	岡山	津田	5,000	〃	十五	10,000	—	買収
13.—	東京	田中興業	2,200	大阪	住友	70,000	—	〃
14.—	静岡	浜松商業	1,160	東京	安田	150,000	—	〃
〃	東京	千住	1,000	〃	古河	10,000	—	〃
〃	大阪	児山	500	大阪	山口	50,000	—	〃
〃	〃	紀阪貯蓄	500	〃	〃	50,000	—	〃
〃	滋賀	近江商業	2,500	愛知	明治	11,800	14,050	吸収合併
〃	福岡	若松商業	100	大阪	住友	70,000	—	買収
14.11	東京	高砂商工	2,000	東京	第百	25,000	—	〃
14.—	愛知	安藤	5,000	大阪	野村	10,000	—	〃
15. 5	兵庫	摂陽	10,000	〃	三十四	50,000	52,200	吸収合併
15. 9	東京	日進	1,000	東京	第百	25,000	—	買収

備考：(1) この表の大銀行とは、のちに都市銀行になったもの、または都市銀行に合同されたもので、公称資本金1千万円程度以上のもの。

(2) 「合同後の資本金」の欄の一印は、他銀行を買収した場合で、買収銀行資本金には変化がないことを示す。

資料：金融研究会，前掲資料，45, 76, 76—7頁より。ただし\*印の部分は東京商工会議所「我国銀行の合同問題」(同所，昭和5年)，128頁。

の貯蓄銀行が普通銀行に転化したため、にわかに弱小普通銀行が増加した。このため下級金融機関が整備された大正末期から昭和初期にかけては、金融制度の最も弱い部分は弱小普通銀行となった。そこで政府は普通銀行制度を整備・強化するため新銀行法の制定を考慮し、その準備のため大正15年9月に金融制度調査会を設置した。もちろん同調査会は、金融制度全般にわたって(たとえば貯蓄銀行，無尽会社など)調査・検討を行ったが、最も多く論議したのは普通銀行をめぐる諸問題であった。

金融制度調査会の決定事項のうち、地方銀行と関連が深いのは合同方針と

不動産担保貸付制限の2点であった。銀行合同に関する方針としては、なるべく地方的合同を奨励するという既定の方針が確認された。同調査会の原案は「本邦普通銀行ノ数ハ多キニ失スルヲ以テ合同ハ今後ニ於テモ之ヲ促進セシムルコトトシ尚地方金融ノ実情ニ鑑ミ成ルヘク地方的合同ヲ奨励スルコト<sup>(15)</sup>」であった。この方針を審議した同調査会の委員はみな、普通銀行が多数存在するために弱小銀行は無理な経営をしているのだから、この弊害を除去するためには銀行合同が必要であると考えていた。そして同調査会が普通銀行の公称資本金最低額を100万円以上と決定したことも、弱小銀行の合同を促進させる強力な条件となつた<sup>(16)</sup>。

また金融制度調査会は地方銀行経営の最大の問題点である不動産担保貸付についても、それを制限する一層明確な方針を決めた。前述のように地方銀行は不動産金融に偏り、「不動産銀行」のような営業状態におちいつていたから、一応商業銀行としての営業方針をとっていた財閥銀行と対比すれば、ほとんど異質のものになっていた<sup>(17)</sup>。このような地方銀行の営業状態では、い

(15) 「金融制度調査会本会議議事速記録」第2回、大正15年3月13日、『日本金融史資料』明治大正編、第18巻、26頁。そして原案の後半部は修正されて「……成ルヘク地方的合同ヲ奨励スルト共ニ都会銀行ト地方銀行トノ合同ニ付テモ相当考慮スルコト」に改められた（大蔵大臣宛の調査報告書より、同上、402頁）。しかし財閥銀行と地方銀行は業態を異にし、そのうえ金融恐慌に引きつづく昭和恐慌過程で、地方銀行の経営は悪化し、財閥銀行も遊資処分に悩むようになったから、修正条項は実際上の効果をもたず、大蔵省の既定方針どおりになった。

(16) 大正15年9月の金融制度調査準備委員会において、普通銀行の資本金法定と合同の関係については、つぎのように予想されていた。「大蔵省も此の資本金法定を機会として全国に渉り大々的に銀行合同を奨励する方針なりと云へば、其法定は銀行合同を著るしく増進し、猶予期間中には驚くべき合同を実現するに至るべし、但し不良銀行は他と合同する事も困難なれば自然整理さるるものも多数に上るべく、資本金法定の結果は合同又は自然整理等により銀行数は現在の三分の二乃至半数に激減するならんかといふ」（『銀行通信録』第488号、大正15年9月、333頁）。

(17) たとえば、三井銀行の常務取締役池田成彬は、大正9年4月に久原商事会社の久原房之助から借入申込を受けたが、不動産担保では困ると断り、結局、久原鉱山会社株を担保にして貸付けた。しかし、鉱山株を担保にすることも「その時分銀行では鉱山株は禁物でしたが……」と述べている（池田成彬『続財界回顧』、三笠文庫、昭和28年、97—8頁）。

ったん取付にあえば、たちまち休業し、ひいては健全な大銀行まで金融恐慌に巻き込んでしまうことは、第1次大戦後の数次の恐慌の体験で十分に知られていた。そこで金融制度調査会はさきの大正13年の大蔵省通牒の趣旨を一層明確にして、つぎのように定めた。普通銀行が不動産担保貸付に偏りすぎるのは不適當だから、行政指導により自己資本の範囲内に漸減させることとしたが、特に法律をもって規定しないこととした<sup>(18)</sup>（もし法定すれば、多くの地方銀行は経営不能におちいったであろう）。しかし当時、地方銀行の不動産担保貸付の多くは固定化しており、その整理は合同の際に実施するほかなかった。

#### 第4章 金融恐慌以後(昭和2—7年)の銀行合同促進の要因

##### 1. 金融恐慌の経過とその対策

大正9年以降わが国経済界は打続く不況に悩まされていたが、特に大正12年9月1日の関東大震災による被害は大きく、各方面に打撃を与えた。政府は9月7日に支払猶予令(緊急勅令)を公布し、被害地(東京府、神奈川県、静岡県、東京府、神奈川県、静岡県、埼玉県、千葉県など)に住所または営業所を有する債務者は、その支払を30日間延期されることになった。市中銀行も、すでに割引いた手形または日銀再割手形の債務者の支払能力が不足していたため、貸出の回収が非常に困難となり苦境に立っていた。そこで、さきの勅令の期限終了前の9月27日に、震災手形再割引令<sup>(19)</sup>といわれる勅令が公布され、日本銀行は特別融通を行うことになった。この勅令

(18) 「本邦普通銀行中ニハ其ノ資金不動産抵当貸等ノ長期貸出ニ偏スルモノ尠カラス其ノ受信業務ニ顧ミ穩当ヲ欠ケルモノアルヲ以テ大体之ヲ漸減セシムルノ方針ヲ持シ将来成ルヘク此ノ限度ヲ払込資本金及準備金ノ範囲ニ止メシムルコト」(同速記録, 第2回, 『日本金融史資料』同上, 28, 404頁)。のちに昭和5年12月の同調査会においても、上の方針が再確認された(同速記録, 第7回, 同上, 497頁)。

(19) ここでいう震災手形とは、震災地関係手形および震災地に営業所を有する銀行の預金証書、コールローン証書を担保として振出された手形をいう(日本銀行調査局「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル財界」, (昭和8年9月刊), 『日本金融史資料』明治大正編, 第22巻, 876頁)。

により日本銀行で再割引した震災手形について損失がある場合、政府は1億円を限度として損失を補填することができるようになった。この救済措置がのちの金融恐慌の導火線となった。この勅令に定められた震災手形の再割引期間は大正13年3月末日、震災手形の書換手形の再割引最終期限は大正14年9月末日であった。しかしこの特別融通の期限は「震災ニ因ル損害ノ回復十分ナラサルノ理由ニ依リ」大正15年9月末日まで延長され、さらに大正16年9月末日まで再延長された<sup>(20)</sup>。

震災手形の当初市場在高は約21億円と推定され、日銀が大正13年3月末日までに行った特別融通額は4億3,081万円で、融通先は96行にもおよんだ<sup>(21)</sup>。そして特別融通期限は再延長されたが、一方、特別融通の回収は遅々として進まず、昭和元年末にいたるも未決済額は市中銀行手持ち分も加えれば2億680万円で、融通先は50行にもおよんでいた（日銀勘定では特別融通残高は1億5,903万円であった）。特別融通未済高のうち200万円以上の大口分の合計は、台湾銀行の1億円をも含めて1億9,662万円に達し、特別融通残高（2億680万円）の95%を占めており、しかも一部の銀行（17行）に極度に集中していた<sup>(22)</sup>。そして昭和元年末の特別融通残高のうち約1億6千万円は、回収不能または困難とみなされた<sup>(23)</sup>。

この事態を処理するため、昭和2年1月に政府はさきの震災手形再割引令の規定にもとづいて第五十二議会に「震災手形損失補償公債法案」を提出したが、その内容は日銀が再割引した震災手形の未決済額2億7百万円のうち1億円に限って補償を行おうとするものであった（具体的には日銀へ1億円の5分利付公債を交付する）。また政府は同時に「震災手形善後処理法案」

(20) 日本銀行、前掲資料、「日本金融史資料」明治大正編、第22巻、770—1頁。

(21) 同上、876頁。

(22) 同上、880—2頁。ただし「……〔この〕未決済高ニハ当時ニ於ケル本行〔日銀〕割引残高ノミナラズ当初一旦本行ニテ融通シ其後各銀行手持ノ分トナレルモノヲモ含ム。」（同、882頁）。

(23) 同上、880頁。

および「銀行法案」をも提出した(銀行法案のみは可決された<sup>(24)</sup>)。処理法案によれば、日銀より震災手形の再割引を受けている銀行を救済するため、2億7百万円(前掲の1億円を含む)を限度として償還期限10年以内の公債を発行してこれを当該銀行へ貸付け、震災手形の代りにこの公債を担保として日銀より融通を受けさせ、一方銀行に対しては震災手形債務者との間に10年以内の年賦償還契約を結ばせることにした。とにかく日銀の震災手形特別融通のうち回収不能のもの、つまり1億円は政府が補償し、残りの回収可能なものは銀行が10年賦で債務者から取立て、それを日銀および政府へ返済するという方法が案出された。ところが、前述のように震災手形は一部の銀行に集中していたから、政府資金をもって特定の政商および銀行、とくに台湾銀行を救済せんとするものであるとの非難が高まった<sup>(25)</sup>。とりわけ議会において政府への非難・攻撃が激しく行われ、その渦中の昭和2年3月14日に東京渡辺銀行、あかち貯蓄銀行が休業し、その後各行へ取付が拡大していった。このような事態のもとで、両法案は貴衆両院で厳しい批判を受けながらも、3月23日に通過した。だが、台湾銀行救済問題はこの法案では十分に解決されなかったので、4月13日に政府は台湾銀行救済策として、日銀から無担保で特別融通を行わせ、それにより日銀が損失をこうむったときには2億円を限度として政府補償をするという緊急勅令を公布しようとしたが、枢密院において否決された。これが直接の打撃となって台湾銀行は4月18日に休業を発表し、それを口火としてふたたび取付が激化した。二流大銀行である近江銀行および宮内省御用金庫十五銀行の破綻によって全国的なパニックに発展し、4月21日には「全国各地の取付騒ぎその極に達し一流二流を問はず全銀行に……」波及し「金融界空前の混乱<sup>(26)</sup>」となった。そこで政府は4月22日に、

(24) 銀行法は昭和2年3月29日に公布、同年3月1日に施行された。

(25) 「震災手形整理法案ノ提出ハ財界整理ノ進捗ヲ目的トシ震災手形所持銀行全部ニ対スル救済策タルコト勿論ナレドモ所持手形ノ割合ヨリ見テ其動機ガ少クトモ台湾銀行救済ヲ主トシテ考慮セルモノナルハ推察ニ難カラズ」(同上、885頁)。

(26) 『朝日経済年史』昭和3年版(朝日新聞社、昭和3年)、10頁。

平時にその例をみない3週間におよぶ支払猶予令を公布し、全国銀行も2日間の臨時休業を行った。このモラトリアムおよび銀行臨時休業の心理的効果もあり、また破綻すべき銀行はみな休業してしまったので、さしもの金融パニックも終息した。

昭和2年3—4月の金融恐慌において、全国にわたり普通銀行32行（台湾銀行と貯蓄銀行2行を含めると35行）が、あいついで休業した（昭和2年中では42行が休業した、第13表参照）。このほか、ほとんどすべての銀行が取付けられ、各行とも支払準備金の調達に奔走し、昭和2年3月7日に2億6千万円であった日銀貸出は激増して、同年4月25日には約21億円にも達した。昭和2年中に休業した普通銀行42行の公称資本金別をみると（第14表(2)参照）、200万円未満のものが18行であったのに対し、200万円以上の銀行は24行もあり、うち1,000万円以上の大銀行が4行もあった。この点において、大正期の恐慌以来次第に休業銀行の規模が大きくなってきたこと、および第1次大戦以来急膨脹をとげた非財閥系企業とその融資大銀行が破綻したことが示されている。休業した台湾銀行はもちろん、そのほか近江、十五、左右田、中井、八十四、中沢、東京渡辺、村井の8行、およびのちに昭和銀行に買収された若尾、豊国の2行は、昭和元年末において日銀割引震災手形を多く所持していた銀行である。<sup>(27)</sup> 結局、震災手形の処置に窮した銀行が金融恐慌で破綻することになった。このような事態を招いた原因について、日本銀行の調査資料はつぎのように明確に指摘している。

「其因テ来レル所ヲ観ルニ打続ク財界ノ不況ニ依リ手形債務者ノ窮状甚シク返済能力ノ減退セルコト其主因ニシテ大口債務者タル鈴木商店ヲ初メ久原関係事業、国際汽船、村井関係事業等何レモ震災ノミナラズ大正九年反動ノ打撃深ク資産状態極度ニ悪化シ断然タル整理ヲ必要トスルニ拘ラズ荏苒其日ヲ糊塗スルノ有様ニシテ震災手形ノ支払ヲ為スコトハ殆ド不可能ノ状態ニアリ、其他ノ大小債務者ト雖モ同様ニシテ何レモ我財界ノ整理不徹

(27) 日本銀行、前掲資料、880—2頁。

底ニ依ル連続的不景氣ニ悩サレ不振ノ域ヲ脱スル能ハズ且ハ一億円ノ補償ニ望ヲ囑セントスル傾モナキニシモアラズ斯テ震災手形ノ決済ハ容易ニ進捗ヲ見ル能ハザリシガ一方銀行ノ側ニ於テモ之等大口貸出先トハ特殊ノ因縁ヲ生ジ嚴重ニ督促ヲ行ハザルハ勿論却テ債務者ノ懇請ニ応ジ事業挽回ノ資金ヲ追加融通スル如キ有様ナレバ回収ノ捗々シカラザリシハ素ヨリ当然ニシテ銀行ノ貸出金固定ハ愈々甚シカリシガ銀行当事者モ亦其債務者ト同様徒ラニ財界好転ヲ夢ミテ整理ノ挙ニ出デズ専ラ一日ノ安キヲ貪リ全ク回収不能ナル債権ヲモ資産ニ計上シ以テ無理ナル配当ヲ続ケ兎モ角モ表面ヲ弥縫シ来<sup>(28)</sup>レリ。」

このように不良資産を抱えていた不良銀行が金融恐慌によってほとんど倒れたあとで、政府は普通銀行の支払準備金供給を名目として「日本銀行特別融通及損失補償法」<sup>(29)</sup>（補償限度5億円）を、また台湾銀行救済のため「台湾ノ金融機関ニ関スル法律」（損失補償限度2億円）を特別議会に提出して可決された。すでに恐慌過程で議会を通過した銀行法とともに、この特別融通による救済が実施され、さらに銀行検査制度の強化（後述）が行われたが、この三つの措置はわが国普通銀行、とくに地方銀行制度の整備および銀行合同のうえで大きな役割を果たすことになった。

## 2. 政府の銀行合同促進策

### (1) 銀行検査制度の拡充・強化、その他

(28) 日本銀行、前掲資料、883頁。

(29) この法律による日本銀行特別融通の概要はつぎのとおりである。① 融通対象は「現ニ預金ノ払戻停止中ニ非ザル銀行」と「現ニ預金ノ払戻停止中ノ銀行ニシテ将来営業継続ノ見込アルモノ」。② 融通の目的は預金支払準備の資金を供給すること。③ 融通実施期間は昭和3年5月8日まで（1年間）。④ 特融返済期間は10年以内。⑤ 政府の日銀に対する損失補償額は5億円以内。

日本銀行はこの期の救済融資として、震災手形に対する特別融通（日銀部内では別口割引手形と称す）、金融恐慌対策としての普通銀行への特別融通（第二別口割引手形）、および台湾銀行への特別融通（第三別口割引手形）を実施したことになる（日本銀行、前掲資料、955頁）。



政府は金融制度調査会の審議過程において銀行検査制度の拡充・強化を考慮していたが、金融恐慌による破綻銀行続出の状態を見て、いよいよその必要性を痛感した。そこで政府は昭和2年5月24日に勅令第22号により大蔵省銀行局内に「……新たに検査課を設置して、専任の銀行検査官十八名〔従来は6名〕、同検査官補五十四名〔新任〕を置くこととし、全国を五区に分<sup>(30)</sup>って各自の分担を定むる方針とした。」この検査制度の拡充は画期的なものであって、その重点は銀行法による無資格銀行の特別検査および「不良銀行<sup>(31)</sup>に対する特殊検査」に置かれていた。検査官および検査官補の増加・新任により、銀行の実地検査が瀕繁に行われることになった。そして検査を徹底させるため、各地方長官、日銀・勸銀・農工銀行等にも協力させることになった。昭和2年8—9月に検査官は実地検査のため各地に派遣されたが、その際大蔵省は合同勧奨に関する具体的方針を授けた。この方針は、わが国銀行合同史上において画期的な意義をもつものであり、その要点はつぎのとおりである。

「(一)其の府県の中心となるべき一、二行ある場合には多数の銀行を之に合同せしむること

(二)若し斯かる銀行無くして之を新設すること容易なる場合には之を設けて合同せしむること

(三)是等が困難なる場合には先づ以て其の府県内に於ける同一地方の銀行を合同せしめ、各地に於いて合同成立したる後、更に各地方のものを一、二の<sup>(32)</sup>数に合同せしむること」〔(四)、(五)は省略、力点は引用者〕

この根本方針は、その後の地方銀行合同方針として、昭和20年代にまでおよんでおり、この時期（昭和2年8—9月）に「一県一行主義」が開始されたこと的有力な証拠の一つとなっている（この点については第6章を参照）。

(30) 金融研究会，前掲書，232頁。

(31) 「銀行通信録」第498号（昭和2年7月），65頁。

(32) 金融研究会，前掲書，232頁。

政府は銀行検査官を派遣するとともに、昭和2年9月26日に大蔵次官の名をもって各地方長官宛に、銀行合同に際し特に不良資産の整理・償却に注意する旨の通牒を<sup>(33)</sup>発した。銀行合同を不良資産整理の好機として利用するという方針は、すでに大正13年以来採用されていたが、この時期には合同参加銀行の不良資産整理を嚴重に行わせることになった（しかし、その実績は政府の意図するようにはならなかった）。この地方長官に対する督励と、さきの銀行検査官への指示とは銀行合同を大いに促進する効果をもっていた。金融恐慌とそれに引続く昭和恐慌期では、大多数の地方銀行は検査を受ければ、不良資産を抱えていることが発見された。そこで大蔵当局および地方当局による合同勧奨が行われることになった。銀行検査により地方銀行経営の弱点を確実につかんで、それを証拠として合同をなかば強制するという手段がしばしばとられた。<sup>(34)</sup>

このほか、日銀による普通銀行への特別融通も合同促進に利用された。この特融は昭和2年5月11日より実施されたが、その実績は同年6月末に56百万円、同年末に181百万円にとどまり、この措置がねらいとした「支払延期令ノ期間満了後ニ於ケル銀行ノ預金支払準備金ヲ充実セシメ以テ恐慌ノ再来ヲ防止……」<sup>(35)</sup>するための手段としてよりも、むしろ合同促進の手段として用いられた面がある。<sup>(36)</sup>これを裏書きするかのように、特融は翌昭和3年4月下

(33) 「従来稍々もすれば合同の機会に於いて不良資産を十分銷却整理せざりし為め後日に累を貽し合同後の成績思はしからざる実例有之様見受けられ右は甚だ遺憾の儀なるも銀行の合同は資産の整理にも好機会を与ふるものなるに付合同の際其の形式方法の如何に不拘各参加銀行の資産の整理を嚴重に行はしむる様致度候」(金融研究会、前掲書、235頁)。

(34) 元銀行検査官原邦道氏はつぎのように述べている。「……〔銀行〕検査を励行すれば、まず多くの銀行は大概不良貸もありますから、これではいけないから、あの銀行と合同しなさい、それでなければこの整理を単独でいかに処理する積りかと詰問したものです。これがだんだん行き過ぎて、合併さえさせたら事終れりという傾向もないではありませんでした。」(原邦道『昭和金融恐慌の教えるもの』、全国地方銀行協会・銀行叢書、No. 75、昭和33年、91頁)。

(35) 大蔵大臣より日本銀行宛の特融法に関する秘令第40号(昭和2年5月9日付)より(日本銀行、前掲資料、962頁)。

(36) 原、前掲書、91—2頁。

旬より激増し、その最終日である5月8日には687百万円となった。<sup>(37)</sup>金融恐慌時のような極端な取付は、その後には見られなかったから、「支払準備＝充ツル為資金融通ノ請求アリタル場合……」<sup>(38)</sup>以外に、多額の特融が行われたことになる。元銀行検査官原邦道氏によれば、特融が預金支払準備のためには長すぎる1年間にもわたって行われたことが、特融の濫用——すなわち合同促進手段としての利用——<sup>(39)</sup>を招いた原因であった。そして特融を「……合併の好餌に利用というか、濫用というべきか、とにかく利息は安くて償還期間もながく、担保も寛大な点から、合併したらどうだ、検査の結果では不良貸も大分ある、必要ならば特融をしてやる、端的に申せばある程度、償却は特融の利鞘でやらせる。冷静に考えれば特融の墮落ですが、合併の嚮衝には極めて便利な武器でありました。左手にコーラン、右手に剣という言葉がありますが、左に特融、右に〔銀行〕検査という態度で臨んだといわれても弁解の辞はなかったようです。」<sup>(40)</sup>という状態になった。確かに特融にはこのような機能があったとみてよいが、しかし特融を受けていたのは88行であるから、特融を好餌に直接合同を勧奨された範囲はあまり広いものではなかった。このように大蔵省による銀行検査、地方長官および日銀特融を通じての合同勧奨は、<sup>(41)</sup>非常に大きい効果をあげたが、さらに広範かつ強力に合同運動を推進させたものは、銀行法による無資格銀行の整理であった。

## (2) 銀行法による無資格銀行の整理

(37) 日本銀行、前掲資料、1034頁。

(38) 日本銀行特別融通及損失補償法、第一条第一項より。

(39) 「この期間〔1年間〕が預金支払のための融資としては、余りに悠長でなが過ぎたので、これが後になって預金支払資金という本来の目的から逸脱して、銀行整理資金の性格に変わった原因であります。」（原、前掲書、71頁、力点は引用者）。

(40) 原、前掲書、91—2頁。

(41) 日本銀行は昭和3年6月に特別融通整理部を設置（同12年9月廃止）するとともに、取引先銀行および代理店引受銀行の財産と営業状態を検査するため昭和3年5月に審査部を設置した。これ以後、日銀は大蔵省と協力して銀行検査を積極的に行い、合同の勧奨に努めることになった（『日本銀行八十年史』同行、昭和37年、218頁）。

新銀行法における最低資本金額の規定は、とくに銀行合同に対して強力な影響を与えた。銀行法の規定では、銀行はすべて株式組織とし、公称資本金は東京・大阪に本店または支店を有する銀行では200万円以上、その他の都市の銀行では100万円以上、とくに人口1万未満の地に本店を有する銀行では50万円以上と定められた。この最低資本金額に達しない銀行および株式組織以外の銀行は、昭和7年末までの5カ年間に、資本金額の引上げ、または組織変更をする必要にせまられた。これらの銀行は「無資格銀行」と呼ばれたが、その数は昭和3年1月1日現在で617行にも達し、実に全国普通銀行1,283行の半数におよんでいた（第22表参照、ただし別の資料では無資格銀行数は631行となっている、第23表をも参照<sup>(42)</sup>）。政府がこの規定を設けた理由は、普通銀行の資本金額を大きくすることによって弱小銀行を銀行組織か

第22表 銀行法による無資格銀行の内訳(昭和3年1月1日現在)

区 分	行 数
東京市または大阪市に本店または支店を有する銀行にして資本金200万円未満のもの	56 (8)
銀行法施行後5カ年間に資本金100万円以上となすことを要するもの	188 (22)
人口1万未満の地に本店を有する銀行にして資本金50万円未満のもの	372 (36)
合名、合資または個人銀行にして組織変更を要するもの	1 (—)
合 計	617 (66)

備考：(1) カッコ内の行数は、うち資本金の引上げとともに組織変更を要するもの。

(2) 第23表の計数と一致しない。なお日本銀行調査局『日本金融史年表』（同行、昭和36年）でも、無資格銀行は617行となっている（82頁）。

資料：金融研究会、前掲書、227頁。

(42) なお別の資料によると「……無資格銀行は〔銀行法〕公布時に於いて千二百八十三行中八百九行、施行時に千三十一行中六百十七行を数え〔た〕……」（『常陽銀行二十年史』同行、昭和30年、288頁）。

第23表 銀行法による無資格銀行の整理状況（昭和3—7年）

（公称資本金の単位・千円）

整理の形態	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	合計	百分比
合併	91 (22,908)	50 (11,313)	31 (5,920)	27 (7,490)	31 (10,525)	230 (58,156)	36.5 (35.9)
買収	41 (7,499)	23 (4,180)	14 (3,141)	18 (3,405)	14 (2,850)	110 (21,075)	17.4 (13.0)
増資	5 (1,970)	1 (270)	— (—)	7 (2,623)	37 (14,131)	50 (18,994)	7.9 (11.7)
解散	19 (4,614)	22 (3,820)	12 (1,825)	21 (3,245)	* 41 (10,103)	115 (23,607)	18.2 (14.6)
業務 廃止	6 (1,935)	11 (1,605)	3 (950)	9 (946)	45 (14,173)	74 (19,609)	11.7 (12.1)
免許 取消	16 (4,905)	5 (1,275)	1 (1,000)	5 (1,280)	3 (1,070)	30 (9,530)	4.8 (5.9)
破産 確定	4 (1,740)	— (—)	2 (200)	4 (2,600)	1 (55)	11 (4,595)	1.7 (2.8)
存立期 間満了	3 (650)	2 (1,700)	— (—)	— (—)	1 (100)	6 (2,450)	1.0 (1.5)
支店 廃止	1 (1,500)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2,500)	4 (4,000)	0.6 (2.5)
行主 死亡	— (—)	— (—)	1 (20)	— (—)	— (—)	1 (20)	0.2 (0.0)
合計	186 (47,721)	114 (24,163)	64 (13,056)	91 (21,589)	* 176 (55,507)	631 (162,036)	100 (100)

原註：\* 印の解散行数中には、猶予期限到達のため自然消滅となれる3行を含む。

備考：第22表の計数とは一致しない。

資料：小宮陽「所謂一県一行主義の原理」、『全国地方銀行協会々報』第2号（昭和12年5月），11頁。

（43）  
ら排除し、過当競争を避けて金融パニックの再現を防止することにあつた。

この立法の趣旨から当然のことながら、政府は無資格銀行に銀行法の規定

（43） 政府が議会に提出した銀行法案の理由書では、資本金法定に関してつぎのように述べられている。「普通銀行の資本金に付ては、旧銀行条例に於いて何等の制限を設けざりしも、資本薄弱なるときは金融界の動揺に堪ふるの力乏しく、勢ひ信用授受の機関たるの職責を全うする能はざるの憾あり。……普通銀行に対して其の最低資本金を法定するときは、間接に之が存在数を制限するの結果となり、多数銀行の駢立に因る不当競争の弊を除くことを得べし。」（高橋亀吉『日本金融論』東洋経済出版部，昭和6年，75—6頁）。

を適用するにあたって、単独で増資して適法資格を獲得することを認めず、<sup>(44)</sup>極力合同によって整理する方針をとった。その結果、第23表に示されるように、法定猶予期限の昭和7年末までに、無資格銀行の半数以上の340行（総数の54%）が合併または買収、つまり合同によって整理された。そのほか解散・業務停止などで廃業したものは241行（38%）であり、単独増資したものは50行（18%）にとどまった。単独増資が相当にあったのは、有力地方銀行の運動により大蔵省も昭和6年2月以降に単独増資を認めたからである<sup>(45)</sup>（したがって、単独増資は昭和6年と7年の2カ年だけで44行を数えた）。

このようにして無資格銀行を中心とする弱小銀行は一掃され、普通銀行数は昭和2年末の1,283行から昭和7年末の538行へと半減した（第16表参照）。銀行法による資本金額法定の措置は、このように銀行合同の促進の面で決定的な力を発揮した。もちろん、そのほか金融恐慌以後の地方銀行経営の面にも合同に参加せざるをえない要因もあったが（後述する）、とりわけ銀行法による強制の効果は大きかった。だから東京商工会議所の調査資料も「……昭和二年恐慌後に於ける合同は主として〔不良資産〕整理のために行はれたが、然し乍ら之と同時に新銀行法に適應するために増資達成の手段として行はれたことも亦注目すべき事である。」<sup>(46)</sup>と述べている。

### 3. 昭和恐慌期の地方銀行経営悪化

(44) 「大蔵省銀行局では将来における銀行合同促進策講究中の所、大体次の方針を採ることに決定した。……将来法定資本額（新銀行法の）に増資せんとする銀行に対しては出来る限り他行との合併によって其目的を達成せしめ、単独増資は事実上認めざる方針を採る」と報道された（『時事新報』昭和5年3月3日、『昭和財政史』第X巻、115頁より）。

さきの原氏も「……大蔵省としては、単独の増資は原則として許さない。必ず二、三行合同しなければ認めない方針をとりました。」と述べている（原、前掲書、90頁）。

(45) 金融研究会、前掲書、228頁。また『昭和財政史』第X巻、115、312—3頁をも参照せよ。

(46) 東京商工会議所『我国銀行の合同問題』（同所、昭和5年）、158頁。

前節で述べたとおり銀行法の規制および銀行検査などを手段とする当局の合同勧奨はまことに強力であったが、一方地方銀行側にも合同に参加する誘因が存在した。この節では、地方銀行側の合同要因をみておきたい。

第24表が示すように、昭和2年中に金融恐慌が原因で七大銀行の預金は5億円の増加となり、休業銀行・その他銀行の預金は約10億円の減少となったと推定される。同年中における信託会社の金銭信託と郵便貯金の増加額合計6億4千万円のうち、恐慌による増加推定額は約5億円であったから、休業銀行と中小銀行の預金は大銀行預金と金銭信託・郵便貯金に吸収されてしまったと推定できる。<sup>(47)</sup> 地方銀行からの預金流出は金融恐慌後も続き、昭和8年まで地方銀行の預金は減少していった。また地方銀行の貸出も昭和2—9年にわたって減少した（第25表参照）。これに対して、五大銀行の預金は昭和5—6年に減少しただけで、また貸出も昭和3年、5年にわずかに減少をみせたにすぎず、地方銀行の預貸金の動向とは対照的であった。

うえに述べた地方銀行預金の減少をもたらした原因としては、地方銀行に対する不信による預金流出だけでなく、地方銀行の主要取引先である問屋、

第24表 全国普通銀行預金の移動状況（昭和2年中）（単位・百万円）

	昭和元年末 (A)	昭和2年末 (B)	増 減 (A-B)	自然増 加定	恐慌=因 増 減
七大銀行預金	2,769	3,435	666	160	506
昭和2年中休業 セル銀行ノ預金	822	* 592	△ 230	—	△ 230
其他ノ銀行預金	5,587	5,000	△ 587	240	△ 827
合 計	9,178	9,027	△ 151	400	△ 551

原註：七大銀行トハ第一、三井、三菱、安田、住友、三十四、山口ノ七銀行ヲ指称ス  
昭和2年中休業銀行預金ハ当局〔日本銀行調査局〕調ニ拠ル

\* 大蔵省調休業当時預金

備考：△は減少を示す。

資料：日本銀行調査局「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」（昭和8年）、  
「日本金融史資料」明治大正編、第22巻（大蔵省印刷局、昭和33年）、1058頁。

(47) 日本銀行、前掲資料、1059頁。

第25表 普通銀行の主要勘定

銀行種別	年 末	払 込 資 本 金 (A)	積 立 金 (B)	預 金		貸 出	
				残 高	増 減	残 高	増 減
五 大 銀 行	大正13年	283	183 (64.7) <sup>%</sup>	2,007	—	1,564	—
	14	283	200 (70.7)	2,106	99	1,628	64
	昭和 1	283	212 (74.9)	2,233	127	1,800	172
	2	290	232 (80.0)	2,817	584	1,954	154
	3	290	247 (85.2)	3,129	312	1,934	△ 20
	4	323	263 (81.4)	3,209	80	2,013	79
	5	323	266 (82.4)	3,187	△ 22	2,009	△ 4
地 方 銀 行	大正13年	1,225	404 (33.0)	6,088	262	6,729	284
	14	1,218	429 (35.2)	6,624	536	7,216	487
	昭和 1	1,214	453 (37.3)	6,948	324	7,434	218
	2	1,192	399 (33.5)	6,212	△736	6,242	△1,192
	3	1,090	344 (31.6)	6,203	△ 9	5,613	△ 629
	4	1,060	340 (32.1)	6,085	△118	5,236	△ 377
	5	974	322 (33.1)	5,550	△535	4,806	△ 430
6	926	300 (32.4)	5,099	△451	4,529	△ 277	
7	895	286 (32.0)	4,888	△211	4,208	△ 321	

備考：(1) 第1次支払準備中には、①現金、地金銀、日銀への預け金および郵便振許所有国債を含む。

(2) 第2次支払準備には、①日銀以外の銀行への債権、②国債以外の所有有

(3) カッコ内の比率のうち、B欄は払込資本金に対する積立金の比率(B/A)、率(F/C)である。

(4) 五大銀行とは、三井、三菱、住友、第一、安田の5銀行(以下同じ)。

資料：(1) 支払準備に関するものを除き、五大銀行の計数は「銀行局年報」(ただ

地方銀行の計数は土屋喬雄監修「地方銀行小史」(全国地方銀行協会、昭和)

中小企業の経営不振もその一つとしてあげられる。さきに引用したように、金融恐慌で破綻した都市二流銀行は、第1次大戦後の反動恐慌の痛手を回復できなかったことが原因で休業したが、地方銀行の場合にも同じような事態が多く見られた。打続く不況のうえに、さらに金融恐慌およびモラトリアム



および支払準備（大正13—昭和7年）（単位・百万円）

有価証券		預金及び 対外債務 (C)	第1次 支払準備 (D)	第2次 支払準備 (E)	支払準備合計 (F=D+E)
残高	増減				
565	—	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )
635	△ 30	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )
641	6	2,350	654 (27.8)	628 (17.4)	1,283 (45.2)
1,000	359	2,894	1,008 (34.8)	713 (15.7)	1,721 (50.5)
1,312	312	3,172	947 (29.8)	1,118 (25.6)	2,066 (55.4)
1,358	46	3,243	925 (28.5)	1,125 (25.2)	2,051 (53.7)
1,279	△ 79	3,213	903 (28.1)	1,050 (23.5)	1,953 (51.6)
1,189	△ 90	3,191	799 (25.0)	970 (22.4)	1,770 (47.4)
1,292	103	3,458	1,051 (30.3)	1,024 (21.6)	2,075 (51.9)
1,318	128	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )
1,421	103	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )
1,554	133	8,080	1,412 (17.5)	2,117 (26.2)	3,529 (43.7)
1,590	36	7,278	1,200 (16.5)	1,982 (27.2)	3,182 (43.7)
1,971	381	7,969	1,568 (19.7)	2,327 (29.2)	3,894 (48.9)
1,965	△ 6	7,569	1,507 (19.9)	2,194 (29.0)	3,700 (48.9)
1,847	△118	6,996	1,320 (18.9)	1,950 (27.9)	3,271 (46.8)
1,739	△108	6,297	1,018 (16.2)	1,950 (31.0)	2,967 (47.1)
1,649	△ 90	5,993	1,122 (18.7)	1,823 (30.4)	2,945 (49.1)

替貯金，②日銀以外の銀行への預け金，コール・ローンおよび銀行引受手形，③手

価証券，③割引手形を含む。

D欄は第1次支払準備率(D/C)，E欄は第2次支払準備率(E/C)，F欄は支払準備

し大正13—昭和1年は各行行史，昭和5—7年は日本銀行「本邦経済統計」より，  
和36年)，付属統計より。

138—9頁より再引用，地方銀行分は全国普通銀行の計数より五大銀行分を差引いた

実施により，主要な地方産業である各種織物業界，製糸業界は昭和2年4—  
5月に10日間から1カ月程度の休業を行った。その後も地方経済界は依然と  
して沈滞していたが，昭和4年ニューヨーク市場に端を発した糸価暴落，昭

(48) 『朝日経済年史』昭和3年版，404頁。

和5年の米価暴落により、製糸・織物業の不況を中心にして一層深刻な不況が襲来した。そのうえ昭和6年には東北地方、北海道の凶作の影響もあって地方経済界は不振のどん底におちいった。このような生糸恐慌、農業恐慌は地方銀行の動揺を招き、とくに昭和5年10月以降、地方銀行で休業するものが続出し、長野県の信濃銀行、栃木県の下野中央銀行のような大銀行まで休業し、甲信越地方、東北地方では銀行休業がとりわけ多かった。そして第14表(2)に示されているように、昭和7年4月現在で開店休業状態の銀行が56行にもおよぶほどで、地方銀行界の不振は目をおおわしめるものがあった。地方銀行は頻発する取付に備えるため支払準備を厚くし（表示しなかったが、預金に対する現金・預け金比率は8—10%で、五大銀行とあまり違わなかった）、また貸出についても融資先や担保を選別したが、滞貸は増大した。地方産業の不振による荷動きが減少したため、地方銀行の手形割引は減少し、貸付厳選の政策とあいまって貸出は大幅減少となった。しかも優良貸付先がないため預金は減少しながら、一方では遊資が生ずるといふ変則的な事態となった。五大銀行では預金増加によって生じた遊資を国債・社債の買入れにあて、有価証券投資を増大させたが、地方銀行は預金減少を防止するため預金金利を高くした<sup>(49)</sup>ので、低利の有価証券投資を行うことは困難であった。第26表にみるように、昭和6年下期では地方銀行の預金コスト（5.68%）の方が証券利回（5.65%）よりも大きく、逆輸になっていた。それに多数の弱小銀行は大口預金に特利をつけていたから、預金コストを低下させることは困難であった。したがって地方銀行は減少していく預金をなるべく有利に運用するため、不動産担保貸付に向わざるをえなかった。

(49) たとえば、宮城県の七十七銀行は預金争奪競争の必要上から、つぎのように特利をつけていた。「昭和5、6年頃は預金利率を人によって上げ下げしましたが最高は年8分3厘でした。利率は人によってかげんしないと他に預金を持って行かれる訳で苦勞しました。昭和6年頃が最高でした。」（『七十七年史』同行、昭和29年、426頁）。また「……地主預金に対する利子の支払は相当大きく、預金争奪のため、時に利息は8分ないし8分5厘まで競上げたことがあった程であった。」（同上、402頁）。

第26表 普通銀行の預金コストおよび利鞘（昭和6—10年）（単位・%）

銀行種別	年次	預金平均利率	経費率	預金コスト (A)	貸出平均利率 (B)	貸出利鞘 (B-A)	証券利回 (C)	証券利回利鞘 (C-A)
シンジケート銀行	昭和6年下期	3.61	1.20	4.81	5.15	0.34	5.45	0.64
	7	3.79	1.11	4.90	5.26	0.36	5.62	0.72
	8	3.29	1.11	4.40	5.17	0.77	5.28	0.88
	9	3.05	0.98	4.03	4.44	0.41	4.83	0.80
	10	3.07	0.94	4.01	4.45	0.44	4.66	0.65
その他の銀行	昭和6年下期	3.94	1.74	5.68	6.05	0.37	5.65	-0.03
	7	3.94	1.62	5.56	5.93	0.37	5.67	0.11
	8	3.64	1.49	5.13	5.83	0.70	5.14	0.01
	9	3.28	1.41	4.69	5.53	0.84	5.07	0.38
	10	3.20	1.33	4.53	5.36	0.83	4.90	0.37

備考：(1) 日本銀行考査部調べ。

(2) 預金は期中平均額，他はそれぞれ両期末の平均額を基本額とする。

(3) 原表には，昭和7—10年の各上期の計数も記載されているが，省略した。

資料：日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』（同行，昭和23年），付属統計表1の17，18表。

地方銀行の不動産担保貸付は第1次大戦後以降増加してきたが，昭和恐慌過程でも増大していた。全国普通銀行の計数でも，昭和3—5年が一つのピークとなっている（第20表参照）。特に地方銀行のなかには，昭和恐慌期には全貸付額の60—70%を不動産担保貸付で占めるものさえ相当にあった。<sup>(50)</sup> また不動産担保貸付状況を銀行の規模別で見ると（第27表参照），小規模銀行ほど不動産担保貸付が多くなっていた（自己資本300万円未満では貸付の40—50%にあたる）。地方銀行がこのような不動産担保貸付に偏った融資態度をとったのは，担保としての不動産の相対的安全性とこの種貸付の高利率（昭和5—6年では9.6%）によるものであった。しかしながら不動産担保貸付はどうしても滞りがちであって，不況のときには不良資産に転化

(50) 『常陽銀行二十年史』（同行，昭和30年），186頁；『百十四銀行八十年誌』（同行，昭和34年），541，607頁；『岩手殖産銀行二十五年史』（岩手銀行，昭和36年），460—1頁；七十七銀行『七十七年史』（同行，昭和29年），408頁を参照。

第27表 普通銀行の不動産担保貸付状況 (昭和10年末)

自己資本による銀行の規模別	不動産担保貸付の 貸出総額に対する比率	不動産担保貸付の 預金総額に対する比率
50万円以下	49%	39%
50 ~ 100万円	41	29
100 ~ 300万円	40	29
300 ~ 500万円	26	20
500 ~ 1,000万円	27	20
1,000 ~ 5,000万円	15	11
5,000万円以上	3	2

備考：不動産担保貸付には船舶担保貸付を含む。

資料：小宮，前掲論文，34—5頁。

する危険が特に大きかった。地方銀行も不動産担保貸付を好ましいとしていたわけではないが、新規貸付は控えても、貸付金の増し担保として、または延滞金を貸付金に振替える際の担保としても、不動産をとらざるをえなかった<sup>(51)</sup>から、不動産担保貸付は増大してきたのである。

政府当局もこの状態を改めさせる必要を感じ、第7回金融制度調査会本会議（昭和5年12月23日）において、不動産担保貸付を原則として銀行の自己資本の範囲内に制限するよう指導することを再確認<sup>(52)</sup>した。不動産担保貸付固定化に対して、今回も名古屋の中央銀行会が昭和2年4月にその資金化を提唱し<sup>(53)</sup>、全国商工会議所連合会も政府に対し同一趣旨の請願を行った<sup>(54)</sup>。そこで

(51) 日本勧業銀行の調査によると、昭和5年当時の山梨県における不動産担保貸付の状況はつぎのようになっていた。

「普通銀行ニ於テハサナキタニ資金固定ノ傾向アルニ前述ノ如キ農村ノ現状ナレハ不動産担保貸付ハ極力差控ヘ居ルモノノ如シ只其ノ数字明ナラサレトモ県当局ノ語ル所ニ依レハ此ノ種貸付金額ハ増加シツツアリコレヲ主トシテ左ノ二ツノ原因ニ基クモノト認メラレル

A 旧貸付金ニ対スル担保物件ノ価格カ減少シタルタメ増担保ヲ徴シ或ハ固定セル信用貸付ヲ債権確保ノタメ有抵当貸付ト変更シタルコト

B 延滞金ヲ貸付金ニ振替ヘ又ハ整理ノタメノ貸増ヲ行ヘルコト」（日本勧業銀行調査課『財界不況が農村に及ぼしたる影響』同行，昭和6年，239頁。）

(52) 『日本金融史資料』明治大正編，第18巻，497頁。なお注(18)を参照せよ。

(53) 『銀行通信録』第495号（昭和2年5月），615頁。

(54) 『日本勧業銀行史』（同行，昭和28年），503頁。

政府も昭和6年3月に抵当証券法を公布し（同年8月施行）、同時に勸業銀行法・農工銀行法・拓銀法を改正し、さらに7年9月に不動産融資及損失補償法を公布して（10月施行）、不動産貸付を流動化する措置を講じた。実に大正6年以来の地方銀行の念願がかなったわけだが、これらの法的措置は、不動産銀行による不動産担保債権の肩替り以外には、ほとんど実際の効果を<sup>(55)</sup>あげなかった。

地方財界は昭和期にはいつてから長期の不況過程にあったから、不動産担保貸付の多くは不良債権化し、地方銀行の収益状況は悪化していた。第28表のように、地方銀行の純益率は大正13—15年では五大銀行に比べ、それほど遜色がなかったが、昭和2年から急激に低下している。五大銀行の場合には、コストの安い預金を集めることができ、そのうえ積立金も巨額に達していたから（払込資本金の80%程度、第25表参照、この部分はほとんどコストがかからない）、全体として低コストの資金を運用することができた。しかも昭和恐慌過程では地方銀行は預金支払準備を多くする必要もあり（それでも地方銀行では第1次支払準備は少なかった、第25表参照）、従来のように高利回の運用は不可能となっていたし、前述のように貸付では不動産担保貸付やその他不良債権が多かったので、地方銀行の純益率は低くなっていた。地方銀行がこのような低収益の経営状態から脱するためには、不良資産——主として不動産担保貸付——を整理して銀行の基礎を固め、それによって顧客の信頼を高めて預金を増加させる必要があった。その際、不動産銀行による不動産債権の肩替りなどの手段は実効を示さないとすれば、地方銀行がとりうる

---

(55) 「日本勸業銀行史」(同行、昭和28年、509頁)。不動産抵当証券交付の手続きが複雑で、その流通の保証がないこと、地方銀行が債務者から抵当証券発行の特約をとること自体が地方銀行の信用を落すおそれがあったことなどが、抵当証券発行を少なくした。また地方銀行の不動産担保債権のうち、不動産銀行が肩替りできる優良なものは少なく、不動産銀行が肩替りできるような貸付を受けている債務者は地方銀行にとっても上得意であって、肩替りしてもらおうと上得意との関係が切れてしまう結果になるから、不動産銀行による肩替りもあまり実行されなかった(同、509、582頁)。このような事情は第1次大戦後の肩替りの際にも、その阻止的要因となった(前章の注(12)を参照)。

手段としては合同しなかった。というのは、地方銀行が単独で不良資産を償却するには、積立金を取崩すぐらいでは間に合わなかったもので、減資をする必要があったが、減資をすることは取付を招き、命取りになる危険があったからである。ここに地方銀行の側からも合同運動に参加する理由があった。

第28表 普通銀行の純益金および純益率 (大正13—昭和7年)

(単位・百万円)

年末または年間	全国普通銀行					五大銀行			その他銀行		
	払込 資本金 (A)	純益金 (B)	純損金 (C)	純益金 超過 (D=C)	比率 (D/A) %	払込 資本金 (E)	純益金 (F)	比率 (F/E) %	払込 資本金 (G=A-E)	純益金 超過 (H=D-F)	比率 (H/G) %
大正13年	1,508	314	46	268	17.8	283	61	21.6	1,225	207	16.9
14	1,500	303	37	266	17.7	283	51	18.0	1,217	215	17.7
昭和1	1,450	299	40	259	17.9	283	50	17.7	1,167	209	17.9
2	1,481	269	126	143	9.7	290	51	17.6	1,191	92	7.7
3	1,379	68	1	67	4.9	290	47	16.2	1,089	20	1.8
4	1,381	133	11	122	8.8	323	45	13.9	1,058	77	7.3
5	1,296	147	16	131	10.1	323	33	10.2	973	98	10.1
6	1,249	73	21	52	4.2	323	* 2	0.6	926	50	5.4
7	1,217	103	19	84	6.9	323	44	13.6	894	40	4.5

備考：(1) 払込資本金は各年末の計数をとった。

(2) 純益金と純損金は各年の上期と下期の計数の合計額。

(3) \* 五大銀行で純損金を計上したのは、昭和6年下期だけである。五大銀行の昭和6年の純益金超過額は2百万円で、表面的には黒字であったが、実質的には7百万円の赤字であった（『第一銀行史』下巻、同行、昭和33年、104頁）。この点からみて、その他銀行の純益金・純損金にも相当の粉飾があると推定されるから、この表は普通銀行の純益率の概要を示すものと考えられたい。

資料：(1) 全国普通銀行は「銀行局年報」、とくに純益金と純損金は「利益金配当及配当歩合」または「損益勘定表」より。

(2) 五大銀行の払込資本金は、各行の行史（『三井銀行八十年史』同行、昭和32年；『三菱銀行史』同行、昭和29年；『住友銀行史』同行、昭和30年；『第一銀行史』；『安田銀行六十年誌』同行、昭和15年）より。また純益金・純損金については、三井、三菱、第一銀行は行史より、住友、安田銀行の昭和4年—7年上期（ただし6年下期を除く）は『第一銀行史』下巻、104頁より、その他の期（昭和6年下期を含む）における計数は「銀行通信録」所載の両行決算広告または関係記事より。

[つづく]